

立教大学しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク規程

施行	2009年4月1日
改正	2011年4月1日
(題名改正)	2015年4月1日
	2016年4月1日
	2017年4月1日
	2018年5月31日
	2020年3月19日
	2023年4月1日

(支援ネットワークの設置)

第 1 条 立教大学（以下「本学」という。）に、「しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク」（以下「支援ネットワーク」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 支援ネットワークは、しょうがいのある本学の学生・教職員の学生生活上又は職務上の不便を軽減するため、関連する大学内の各組織間の連絡及び調整を図ることを目的とする。

(任務・役割)

第 3 条 前条の目的のため、支援ネットワークは、次のことを行う。

- (1) しょうがいしゃ（学生・教職員）支援にかかわる基本方針の策定
- (2) しょうがいしゃ（学生・教職員）に対する学生生活上又は職務上必要な支援
- (3) しょうがい学生の修学及び学生生活上の支援にかかわる実施計画の策定
- (4) しょうがい学生の修学及び学生生活にかかわる指導助言
- (5) しょうがいしゃ支援にかかわる環境（施設、設備及び備品）の維持、点検及び整備並びにその提案
- (6) しょうがいへの理解を広めるための資料収集と学内の関係部署との連絡及び調整

(組織)

第 4 条 支援ネットワークは、次に掲げる本学専任勤務員をもって構成する。

- (1) しょうがい学生支援室長
- (2) 総長が指名する学部長
- (3) 教務部長
- (4) 学院本部人事部 1名
- (5) 学院本部総務部施設課 1名
- (6) 学院本部情報企画室 1名
- (7) チャプレン室事務課 1名
- (8) 診療所又は大学保健室 1名
- (9) 総長室社会連携教育課 1名
- (10) 教務部 2名
- (11) 図書館 1名
- (12) 学生部 2名
- (13) キャリアセンター 1名
- (14) 国際化推進機構 1名

- (15) 学生相談所 1名
- (16) 各学部 1名
- (17) 独立研究科 1名
- (18) 学校・社会教育講座 1名
- (19) 全学共通カリキュラム運営センター 1名
- (20) 外国語教育研究センター 1名
- (21) 総長が指名する発達しょうがい領域（臨床心理学等）を専門とする教員 1名
- (22) 総長が指名する本学専任勤務員 若干名

(任期)

第 5 条 前条各号の支援ネットワーク構成員の任期は、第 1 号から第 3 号を除き、2 年間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(座長)

第 6 条 支援ネットワークに、座長を置く。

2 座長は、第 4 条第 1 号の支援ネットワーク構成員とする。

(会議)

第 7 条 支援ネットワークに、支援ネットワーク会議を置き、第 3 条各号に関する事項を協議し、決定する。

2 座長は、支援ネットワーク会議を招集し、その議長となる。

3 支援ネットワーク会議は、第 4 条に掲げる構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって開催するものとする。

4 支援ネットワーク会議の議事は、支援ネットワーク会議出席構成員の過半数によって決する。

(事務局)

第 8 条 支援ネットワーク及び支援ネットワーク会議の事務局は、しょうがい学生支援室が行う。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。